【様式】

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			外国組合員に対する課税の特例
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	所得税：外
		②	上記以外の税目	―
3	内容			《制度の概要》 投資事業有限責任組合及びこれに類する外国組合に出資する非居住者・外国法人の課税関係について、以下の取扱いを認める措置。 （1）有限責任組合員であること、組合持分が 25%未満であること等、一定の要件を満たす非居住者・外国法人（特定外国組合員）は、国内に恒久的施設を有しないものとする。 （2）特定外国組合員等による、一年以上の長期保有株式等（公的資金の注入された破綻金融機関の株式は除く）の譲渡については、「組合員単位で」、事業譲渡類似株式の譲渡に該当するかどうかを判断する。
				《関係条項》 ・租税特別措置法第 41 条の 21 ・租税特別措置法施行令第 26 条の 31 ・租税特別措置法施行規則第 19 条の 13
4	担当部局			経済産業省 経済産業政策局 産業資金課
5	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和 8 年 8 月 分析対象期間：令和 4 年度～令和 7 年度
6	創設年度及び改正経緯			平成 21 年度創設。 平成 22 年度税制改正によって、本特例の適用要件における「業務の執行」から、金融商品取引法に規定する自己取引等に対して投資組合の有限責任組合員が同意することを含まない、とされた。 平成 30 年度税制改正によって、恒久的施設認定を人為的に回避することによる租税回避に対応する等のため、国内法上の恒久的施設の範囲を国際的なスタンダードに合わせ、併せて、恒久的施設に係る租税条約と国内法の規定の適用関係も明確化することとされた。 令和 3 年度税制改正においては、ファンド・オブ・ファンズを通じた共同事業性がより希薄であるものと考えられる外国組合員については、持分割合要件の判定方法を見直し、組合員単位（改正前：組合単位）で判定を行うこととされた。 令和8年度税制改正においては、投資組合事業に係る業務の執行を行う者等が行う利益相反取引（その決定を含む。）についての承認等を業務の執行の承認等の範囲から除外する等の改正がなされた。
7	適用期間			期限の定めのない措置
8	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業の経営資源の効率的な活用やベンチャー企業の創出及び成長促進のため、我が国地域・企業への海外からの投資を促進することで、

			組合経由の投資規模を拡大し、我が国経済の活性化を図る。
			《政策目的の根拠》 〇平成 22 年 6 月に閣議決定がなされた新成長戦略において、（3）アジア経済戦略【2020 年までの目標】の中で「アジアの成長を取り込むための国内改革の推進、ヒト・モノ・カネの流れ倍増」が明記され、貿易投資の促進が謳われているほか、工程表Ⅶ）金融戦略 1.（2）の中で、『経済活性化を担うファンドの有効活用に向けた事業環境整備（郵貯・簡保等の国民金融資産の運用に関する見直しの慫慂を含む。）』が明記され、経済活性化を担うベンチャーファンド等のファンド（投資組合）の事業環境整備に向けた方向性が明記されており、 これらを実現するためにも、本措置を継続して措置することは必要不可欠。 〇また、震災後の復興構想会議においても、「〇震災の復興過程で、我が国企業は資金の借入への依存度を高め、自己資本が毀損している。今後、毀損した資本への対応策として、資本性資金の提供（出資、資本性の長期融資）などが必要。」という部会長報告（第 8 回平成 23 年 6 月 4 日）に基づき、「復興への提言」（平成 23 年 6 月 25 日取り纏め）の中で、「全国的に見ても、震災の復興過程で事業を再開・継続する企業は、借入依存度を高め、資本が毀損しており、これに対する対抗策を講じなければならない。」と明記され、復興の観点からも我が国企業への資本性資金（エクイティ資金）の供給の重要性が認識されており、ベンチャーファンドのみならず復興等に資する事業再生ファンド等の組成を支援する意味でも、本措置を継続して措置することが重要。 〇「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において、「経済にインパクトのある新陳代謝を引き起こすには、ベンチャー企業による新産業の創出が極めて重要」とされている。また、「ベンチャー・チャレンジ 2020」（平成 28 年 4 月 19 日 日本経済再生本部決定）においても、「イノベーション・ベンチャーの創出に向けた既存プレーヤーからのヒト・モノ・カネ等の積極的な投資を実現し、民間による自立的なイノベーションエコシステムの構築を進めていく」とされている。 〇「成長戦略実行計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、スタートアップ企業への投資が弱まることのないよう、イノベーションの担い手となるスタートアップ企業への新たな資金の供給を促進し、成長につなげていく。」としている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 　新陳代謝
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	投資組合を通じて我が国企業に投資を行う非居住者・外国法人組合員の課税関係を、海外主要国と同様に一定の条件の下で非課税とすることにより、我が国地域・企業にとって意義の高い対内直接投資を呼び込み、我が国におけるベンチャーや事業再生に係る組合経由の投資規模を増加させる。 達成目標：対内直接投資の名目 GDP 比の租税特別措置実施以前の割合（0.31%）を超える。
		④ 政策目的に対する租税	海外からの対内直接投資の割合が増えることで、ベンチャーや事業再生に係る組合への投資機会が増えることに繋がる。

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>特別措置等の達成目標実現による寄与</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">9</td><td rowspan="5">有効性等</td><td>①</td><td>適用数</td><td>－

【算定根拠】
各年度の適用件数の統計データが存在しないため把握は困難。</td></tr>
<tr><td>②</td><td>適用額</td><td>9.9 億円

【算定根拠】
直近 10 年間の国内スタートアップへの出資約束額に、海外 LP 出資比率を乗じたうえで、各年度の DPI を乗じ、10 で割った額を 2025 年度の海外 LP 分配額（すなわち適用額）と推計した。
※出資約束額及び海外 LP 比率はそれぞれ INITIAL「2025 年 Japan Startup Finance」より、各年度のファンド総額及び LP 一覧から経産省が推計。
※各年度の DPI は、日本ベンチャーキャピタル協会「国内 VC パフォーマンスベンチマーク第 7 回調査」より引用。</td></tr>
<tr><td>③</td><td>減収額</td><td>法人税：2.3 億円
法人住民税：0.162 億円
法人事業税：0.954 億円
【算定根拠】
法人税：適用額 x23.2%
住民法人税：法人税x7.0%
法人事業税：所得割（適用額x7.0%）＋特別法人事業税（所得割x 37.0%）</td></tr>
<tr><td>④</td><td>効果</td><td>《政策目的（8①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（8③）の実現状況》
（単位：億円）
<table><tr><td></td><td>令和 3</td><td>令和 4</td><td>令和 5</td><td>令和 6</td><td>令和 7</td><td>平成 18～20（平均）</td></tr><tr><td>対内直接投資の名目 GDP 比</td><td>0.66%</td><td>0.82%</td><td>0.32%</td><td>0.71%</td><td>1.35%</td><td>0.31%</td></tr></table>
【算定根拠】
対内直接投資額は財務省国際収支状況、名目 GDP は内閣府 GDP 統計から引用し作成。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>《租税特別措置等により達成しようとする目標（8③）に対する租税特別措置等の直接的効果》
令和 7 年の国内ファンドへの海外 VC 等の LP 出資件数は 2 件

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
INITIAL「2025 年 Japan Startup Finance」より経産省算出</td></tr>
</table>

				《適用数（9①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 －
		⑤	税収減を是認する理由等	産業の新陳代謝を目的とし、政府としてベンチャー支援・エコシステム構築を図っているところ、本措置により、一定の条件の下で組合を通じて我が国企業に投資を行う非居住者・外国法人組合員からの投資が促進されることは、我が国におけるベンチャーや事業再生に係る投資組合の組成に資するものである。
10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	欧米主要国では、非居住者・外国法人による組合経由の投資について適用期限の定めのない非課税措置を講じており、海外とのイコールフッティングを図る観点から、本税制措置を講ずることは妥当である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	現在、本措置と同一の目的・対象に対する補助金等は存在しないため、役割分担は適切かつ明確といえる。
		③	地方公共団体が協力する相当性	―
11	有識者の見解			―
12	評価結果の反映の方向性			措置の継続を要望
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和３年８月